

ヤーヤにゃん
デザインマニュアル

尾鷲よいとニ



ヤーヤにゃん

「ヤーヤにゃん」のイラストをご使用になる場合は、事前に使用される方からの申請が必要です。

ご利用にあたっての手続き

- ①「キャラクターデザイン使用承認申請書」に必要事項を記入いただき、使用される対象物の企画書、見本または原稿など、使用方法がわかるものを添付し、尾鷲市社会福祉協議会の窓口へ提出、または申請書提出先のメールにてお申込み下さい。
- ②申請承認後、使用許可書及びイラストデータをお渡しします。手続きには1週間～10日間程度かかりますので、余裕をもってご申請下さい。

ご使用にあたってのご注意

- ①原則、デザイン・色を変更せずにご使用ください。色をモノクロにすることは差し支えありません。
- ②イラストデータに新しく追加する場合は、その旨申請時にご相談下さい。
- ③次に掲げるものについてはご使用いただけません。
 - ・特定の政治、宗教、思想などの活動に使用する場合。
 - ・法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合。
 - ・その他会長がキャラクターの使用を適当でないと認めた場合。

使用料について

ヤーヤにゃんのデザインを使用する利用料は無料です。

お問い合わせ・申請書提出先

〒519-3618 三重県尾鷲市栄町5-5
社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会
TEL 0597-22-3246
Email info@owasewel.com
ホームページ <http://www.owasewel.com/>

キャラクターデザインの使用に係る条件

- 1 関係法令の遵守に努めること。
- 2 第三者がキャラクターに係る権利等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに尾鷲市社会福祉協議会に連絡すること。
- 3 キャラクターを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、尾鷲市社会福祉協議会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 4 キャラクターの使用に際して、故意または過失により尾鷲市社会福祉協議会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 5 本件キャラクターの使用承認を受けた事項を変更する場合は、事前に尾鷲市社会福祉協議会と協議すること。
- 6 本件キャラクターを使用する必要がなくなった場合は、尾鷲市社会福祉協議会に報告すること。
- 7 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無については、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 8 その他、本件キャラクターの使用に関する要綱に違反する行為を行わないこと。



「尾鷲よいとこやーやにゃん」 プロフィール

平成29年4月1日から おわせ観光大使 になりました！

主な活動 : 福祉に携わるイベントやお知らせ
ふれあいを大切に、優しさや思いやりを伝えるお手伝い
おわせよいとこ招き猫として尾鷲市のPR

出身地 : 尾鷲市
誕生日 : 2月1日
年齢・性別 : 秘密
好きな食べ物 : ぶりのお刺身とぶり大根
好きなもの : みんなの笑顔・コタツ



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



35



36



37



38



39



40



41



42



お問い合わせ・申請書提出先

社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会

〒519-3618 三重県尾鷲市栄町5-5

TEL 0597-22-3246

FAX 0597-22-3402

Email info@owasewel.com

ホームページ <http://www.owasewel.com/>



© 尾鷲社協